

野洲川ふれあい広場に係る占用更新許可の判断について

野洲川ふれあい広場は、第56回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、自然環境の保全・再生の観点等から、

- 親水護岸あるいは親水性を高める（川に親しめる）整備の取り組みの検討、
 - 改修や補修時における、景観や自然環境に配慮した園路舗装構造への見直しの実現性、
 - 植替が必要となった場合における、在来植生に配慮した植樹の実現性、
 - 占用者による施設及び周辺の生育生物の実態把握や、施設が環境に与える影響の確認・検証、環境に配慮した管理方法等、
- などについて、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご指導をいただいたところである。

一方で、本施設は、地域住民等から様々な河川空間としての利用がなされ施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の保全に一定の配慮をした維持管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等を大きく逸脱したものではなく、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考えている。

このため、占用者に対して、第56回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第24条（土地の占用の許可）の審査基準である「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号、最終改正平成28年5月30日国水政第33号）の（別紙）河川敷地占用許可準則、第五（占用許可の基本方針）に基づき審査した結果、占用者には環境の再生・保全に関して、下記の取組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を5年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占用者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

- ・ 親水性を高める整備への取り組み
- ・ 園路等の改修・補修時において、景観や自然環境に配慮した構造への見直し
- ・ 植え替えを実施する際に、在来植生や生態系に配慮した植樹についての実現性
- ・ 占用区域及び周辺での生態系の実態把握や、施設が周辺環境に与える影響の確認及び検証、環境保全に資する維持管理の持続的取り組み